

同和問題に関する人権教育を実践するに当たって

同和問題に関する人権教育の中心的課題は、現在も残っている心理的差別を解消し、差別をなくしていくことのできる人間を育成することです。そのためには、同和問題を人権教育に位置付けて、全ての児童生徒に対して全教育活動を通して人権意識を高め、他者の痛みを共有できる心情を育て、発達の段階に即して同和問題に関する正しい知識を身に付けさせていくことが必要です。

また、同和問題に関する人権教育を実践するに当たっては、差別をされてきた人々への差別の厳しさや過酷さを指導するだけでなく、歴史的業績などを取り上げることや、私たちの努力で差別をなくしていくことができることなど、明るい展望に立って推進していくことが極めて大切です。このことは具体的には次のようにまとめることができます。

- ① 学校生活の中で、一人一人の児童生徒の人権尊重を徹底し、望ましい人間関係を築いていくこと。
- ② 科学的、合理的な考え方を養い、日常生活における差別や偏見を見抜き、それを許さない生き方を身に付けさせること。
- ③ 豊かな心情を養い、他者の痛みに共感できる児童生徒を育て、助け合い、励まし合える集団生活を実現させること。
- ④ 同和問題の正しい認識を深め、その解決に向けて意欲と実践力を身に付けさせること。
- ⑤ 同和問題を含めた自校の人権教育について、様々な機会を通して保護者や地域の人々の理解を図り啓発に努めること。

小・中学校社会科における身分制度の学習を指導する際の留意事項

同和問題に関する人権教育では、江戸時代の身分制度、明治時代の解放令、大正時代の水平社運動などの事例を取り上げ、その歴史的背景を正しく理解させることが重要です。特に、小・中学校社会科における江戸時代の身分制度の学習は、同和問題に関する人権教育の入り口でもあり、児童生徒の発達の段階を考慮した指導を行うことが大切です。

同和問題に関する人権教育を指導する際のポイント

- ① 明るい展望に立って同和問題に関する人権教育を推進していく。
 - ・同和地区の人々が世の中を支える仕事や伝統文化の継承に貢献してきたことを取り上げる。
 - ・厳しい差別の中でも協力し合い、差別に負けずにたくましく生きてきたことを理解させる。
 - ・差別の厳しさや悲惨さだけを強調する授業にならないよう注意する。
(授業を受けた児童生徒に、同和地区に対する偏見が残る危険性がある。)
- ② 指導する際の留意事項
 - ・小学校では、「えた」「ひにん」身分の呼称は教えない。
 - ・中学校では、「えた」「ひにん」身分の呼称はひらがな表記にする。

- 同和地区がどのようにしてできたのか？
- 同和地区の人々はどのようにして差別と闘ってきたのか？
- 国、県及び市町村の同和問題解決への取組は？

こうした問いに答えるためには、まず差別の歴史を知る必要があります。

穢多(えた)・非人(ひにん)等の用語は、差別的な意味で使用されてきましたが、この冊子では、同和問題に関する正しい歴史的認識を深めるための歴史的用語としてそのまま掲載しています。

学習や研究の場以外では、絶対に使用してはいけません。その言葉によって苦しむ人がいることを正しく理解することが必要です。

1 幕藩体制と同和地区の形成

15世紀から16世紀の戦国時代という乱世が統一され、慶長8(1603)年、徳川家康は江戸に幕府を開き、将軍を頂点とした大名による土地と領民を支配する幕藩体制を成立させました。

また、幕藩体制が固まると、民衆に対して、政治的、経済的に次々と多くの制限を加え、専制支配体制を築き上げていきました。

「武士」と「百姓(農民等)」と「町人(工商等)」という身分を固定化し、百姓や町人とは別に、穢多・非人などの身分をおきました。

こうした身分制度は、身分の固定化を図るとともに、職業、更には居住の自由をも束縛するものでした。このような居住の自由を制限された地域の多くが、現在では「同和地区」や「被差別部落」など(以下、「同和地区」といいます。)と呼ばれるようにな

ったと考えられています。

同和地区の人々は、死牛馬の処理、皮革製造関係の仕事、司法警察上の業務や行刑の補助等といった仕事に従事させられていました。

特に、役人足とって下級司法警察や処刑の手伝いといった仕事は、治安維持のための労役で、犯罪捜査や百姓等の不穏な空気を探索する役目を負わされ、一揆が発生すると、鎮圧の先兵として利用されました。

このように、同和地区の人々は社会を支える役割を果たしていましたが、同和地区の人々に対する、百姓をはじめとした多くの人々の差別観、違和感などをかきたてることになったのです。

同和地区の起源

同和地区の起源については、人種起源説、宗教起源説、職業起源説など諸説あります。近世の封建権力が形成される過程で支配権力によって政治的に設定されたとする政治起源説が通説とされてきました。

最近では賤民の身分は既に中世に成立していたとする中世起源説もあります。

2 同和地区の人々の闘い

この身分制度は、江戸時代の中ごろから強まり、特に、同和地区の人々に対しては、衣服の制限をはじめ、祭礼から締め出し、更には水利権などをも認めず、共同体から排除するなど、暮らしのうえで様々な差別がありました。

しかし、同和地区の人々は、こうした屈辱に甘んじてばかりはいませんでした。安政3(1856)年、岡山藩で起こった「渋染一揆」がそれです。

これは、岡山藩の儉約令が同和地区の人々に対して特に厳しく、着物の色は渋染

の茶又は藍染に限定し、外出は裸足といった内容のものであったため、同和地区の人々が立ち上がったものです。15歳から60歳までの男子数千人が集結し、藩の軍隊と対決しました。この一揆では、指導者の獄死という犠牲を伴いながらも、同令を撤回させました。

3 解放令と壬申戸籍

江戸幕府が崩壊し、明治2(1869)年、版籍奉還によって統一国家体制を整えた明治政府は、近代国家をめざし、殖産興業、富国強兵、文明開化をスローガンに、社会の近代化に乗り出しました。百姓に土地の所有権を認めたことは、その現れの一つです。

こうした中、明治4(1871)年8月、太政官布告(注1)いわゆる「解放令」が發布されました。しかし、この解放令は、単に身分の称号廃止と職業の自由を宣言したのにとどまり、同和地区の人々の真の解放を保障するものではありませんでした。また、それまで保障されていた職業などの特権を奪われ、逆に経済的な打撃をも受けたのです。

言い換えれば、封建社会の身分階層構造の最底辺に押し込められ、非人間的な扱いと貧困の状態におかれた同和地区の人々に対し、その差別と貧困から解放するための政策は行われなかったのです。

さらに、明治5(1872)年には、華族、士族、平民という新たな族籍に基づく、わが国で初の戸籍である壬申戸籍(明治5年式戸籍)が作られました。これには、解放令で平民となったはずの同和地区の人々に対して、旧身分の差別的呼称の残っているものもあり、新しい差別を生み出しました。

(注1) 明治4年8月28日太政官布告第61号(いわゆる「解放令」)

「穢多・非人等の称を廃止するので、こ

れからは身分、職業とも平民と同じであること」とされました。

4 社会発展と同和地区

こうした解放令の矛盾と新しい身分制度は、今日まで同和問題を残す要因となりました。さらに、長い間たずさわってきた皮革業には、資本主義発展の中で、新興資本が進出し、同和地区の人々に大きな打撃を与えました。

農村における同和地区では、一つの職業では生計を立てることが出来ず、狭い荒地のような田畑を小作しながら、草履などの履物製造や修理、日雇いや行商などの様々な労働につかなければなりません。また、都市及びその周辺の同和地区でも、零細な手工業や日雇い、行商などの生業に従事しました。

このような歴史的経過の中で、同和地区の人々は、社会的、経済的に低位な状況におかれ資本主義社会という自由競争社会から取り残されていきました。

このこともまた、同和問題を今日まで残す要因になったわけです。

5 融和運動から真の解放へ

明治維新に続いて起こった自由民権運動は、社会の最底辺に抑圧された同和地区の人々に、大きな刺激を与えました。

明治35(1902)年、部落解放運動の先駆的運動をなす「備作平民会」が岡山県で結成され、翌36年には、全国的な組織として「大日本同胞融和会」が結成されました。しかし、いずれも同和地区の改善向上をめざすことに重点が置かれ、その不当な差別を積極的に排除する闘いにまでは発展せず、精神的な融和運動にとどまりました。

こうした融和運動に反対し、大正11(1922)年3月3日、同和地区の人々が団結して、自主的な部落解放運動を始めました。京都市

岡崎公会堂で、全国各地から集まった代表数千人によって結成された「全国水平社」がそれです。

この水平社という名称は、17世紀中頃、イギリス民主主義革命の推進力となった、農民や労働者の組織「レベラーズ＝水平社」にちなんで命名されました。

それまでの長い歴史の中で、差別され、迫害されてきた同和地区の人々が、自らの団結の力で解放をなしとげるということを宣言したのでした。大会では“人の世に熱あれ、人間に光あれ”で結ばれる水平社宣言（注2）をはじめ、綱領、決議が採択されました。

この全国水平社運動は、瞬く間に全国に広がり、同年4月、地方水平社としては京都に続き全国で2番目に、埼玉県水平社が結成されました。

（注2）水平社宣言（「日本初の人権宣言」といわれています。）～抜粋～

此際吾等の中より人間を尊敬する事によつて自ら解放せんとする者の集団運動を起せるは、寧ろ必然である。（中略）

吾々は、かならず卑屈な言葉と怯懦^{きょうだ}なる行為によつて、祖先を辱しめ、人間を冒瀆^{ぼうとく}してはならぬ。そうして人の世の冷たさが、何んなに冷たいか、人間を勤^{いたわ}る事が何んであるかをよく知つてゐる吾々は、心から人生の熱と光を願^{がん}求^{きゅう}禮^{らい}讃^{さん}するものである。

水平社は、かくして生まれた。

人の世に熱あれ、人間に光あれ。

大正11年3月3日

全国水平社創立大会

6 戦後の部落解放運動

完全な解放をめざして、多くの弾圧をはねのけながら闘ってきた全国水平社は、昭和8(1933)年、部落委員会を発足させ、一つ一つ、同和地区に起こる問題を取り上げ、

組織的運動を推進していきました。

しかし、太平洋戦争が激しくなるにつれ、戦争への積極的な協力が強制され、干渉と妨害が加えられました。

そして終戦……。

戦後の同和地区における悲惨な生活の中から、部落解放運動を再建しようとする気運が高まり、昭和21(1946)年、「部落解放全国委員会」が結成され、新たな運動がスタートしました。

戦後の解放運動は、昭和26(1951)年、京都市で起きた「オール・ロマンス事件」を契機とし、飛躍的に発展しました。

これは『オール・ロマンス』という雑誌に、京都市職員により同和地区を不当に描いた小説が掲載された、という差別事件です。この事件により、同和地区には生活の改善や向上を図る施策が、これまで行われていなかったということが一般的に知られるところとなりました。

部落解放運動は、部落差別が温存されてきた責任が行政にあることを指摘し、このことを契機に京都市では同和行政推進のための積極的施策を行うことになりました。

この事件は、地方公共団体の同和行政を推進させる画期的なものとなったのです。

7 同和对策審議会答申と同和对策事業特別措置法

昭和32(1957)年、解放運動を進める諸団体によって「部落解放国策樹立要請国民会議」が結成されました。これは、「部落の解放」は、同和地区の人々自身が、近代的市民としての権利意識に目ざめ、自覚し、立ち上がることが第一歩であり、国及び地方公共団体が、憲法に規定された基本的人権の尊重の精神に沿って、同和地区をも含めて、国民の諸権利を実現するための行政的施策を推進することが必要であるということから、結成されたものです。

一方、政府は、昭和28(1953)年度の国の予算に、戦後はじめて、同和地区に隣保館を設置する経費の補助金を計上、さらに、昭和31(1956)年度から共同浴場の設置費の計上というように、予算を増額しました。

しかし、これらは、部分的な改善事業だけに留まっていたので、根本からの総合的な対策を望む声が強まりました。このため政府は、昭和33(1958)年、内閣に同和問題閣僚懇談会を設け、関係各省の行政施策の中に同和対策を取り入れることにしました。

また、自由民主党、日本社会党がそれぞれ特別委員会を設けて同和対策を検討し、各党が同和対策要綱を発表するに至りました。民間においても、昭和35(1960)年以降、「部落解放要求貫徹請願運動」などの国策樹立要請運動が強力に進められるようになりました。

さらに、同和地区を有する地方公共団体でも、政府の行政施策の実施に協力するだけでなく、独自の立場で、従来から行ってきた同和対策をより一層積極的に実施するようになりました。

こうした中で、昭和35(1960)年には同和問題を本格的に審議する機関として総理府に「同和対策審議会」が設けられ、昭和40(1965)年に「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策について」の答申(注3)が出されました。

翌41年には新たな国の機関として同和対策協議会が設置され、昭和44(1969)年には、答申の内容を具体的に実施するための法律として、「同和対策事業特別措置法」が制定されました。

この法律は、当初10年間の限時法で、その有効期間は、昭和54(1979)年3月31日までとなっていました。なお多くの問題が未解決となっていたため、3年間延長さ

れ、昭和57(1982)年3月で失効となりました。

(注3)「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策について」の答申(「同対審答申」といわれている。)

その前文において「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。(中略)

その解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」と指摘し、その後の同和行政の基本的指針となっている。

8 同和対策協議会意見具申と地域改善対策特別措置法

同和対策事業特別措置法の失効により、新たに制定されたのが「地域改善対策特別措置法」です。

この法律は、旧法による13年間の施策の反省の上に立って、新たな観点を加え制定したものであり、昭和57(1982)年4月1日から施行され、昭和62(1987)年3月31日までの効力を有することになりました。

この地域改善対策特別措置法の制定に当たっては、同和対策協議会が開催され、「今後における同和関係施策について」の中間報告の具申(昭和56(1981)年8月18日)及び最終意見の具申(昭和56年12月10日)を行いました。

これらの意見具申では、これまでの施策によって相当な成果が上がっているとしながらも、なお数年間事業を継続していく必要があるとしていました。

地域改善対策特別措置法の制定と同時に設置された「地域改善対策協議会(従前の同和対策協議会)」は、法期間の3年目に当たる昭和59(1984)年6月19日に「今後における啓発活動のあり方について」の意

見具申を行いました。

この中では、法期限を目前にして同和地区住民の生活環境の改善は相当進んだと評価する一方、今後の施策で心理的差別の解消を図る重要性が述べられました。

そして、同和対策の現状認識で、周辺地域住民を中心とした「ねたみ意識」の表面化や「こわい問題であるとの意識」の発生などについて触れ、啓発活動を効果的に進めるためには、同和問題について自由な意見交換ができる環境づくりと「えせ同和行為」の横行を排除するなどの条件整備が必要であると指摘しました。

9 地域改善対策協議会意見具申と地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律

地域改善対策協議会は昭和61(1986)年12月11日政府に「今後における地域改善対策について」の意見具申を行い、これを受けて、政府は昭和61年12月27日に「今後の地域改善対策に関する大綱」を定め、昭和62(1987)年3月31日で失効する地域改善対策特別措置法に代わる新規限時法を制定することとしました。

昭和62年4月1日からは、新たに「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が制定され、平成4(1992)年3月31日までの5年間施行されることとなりました。

この法律は、同和対策に係る最終の特別法とされていましたが、法期限を迎え、民間運動団体や地方公共団体など様々な方面から、生活実態・物的環境の改善等に係る事業が残っていることや心理的差別がまだまだ十分に解消されていないことなどを理由に、新法の制定や現行法の延長等の要望が出されました。

国から法期限後の方策について、一般対策への円滑な移行という観点からの審議を

求められていた地域改善対策協議会は政府に対し、平成3(1991)年12月11日、平成4(1992)年度以降も法的措置を含め適切な措置を検討する必要があるとする「今後の地域改善対策について」の意見具申を行いました。

これを受けて、国は同年12月20日に「今後の地域改善対策に関する大綱」を定め、現行法の一部を改正することとし、平成4(1992)年3月31日、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、更に5年間の法的措置が継続されることとなりました。

この法延長後、国は平成5(1993)年度に、これまでの地域改善対策の効果を測定し、同和地区の実態や国民の意識等について把握することを目的として、大規模な同和地区実態調査を実施しました。

一方、地域改善対策協議会は、平成3(1991)年12月の意見具申で指摘した地域改善対策の今後の基本的な課題について審議するため、平成5年7月に総括部会を設置しました。

この総括部会では、①心理的差別の解消に向けた啓発等のソフト面の推進方策、②行政運営の適正化等今後の地域改善対策を適正に推進するための方策、③地域改善対策特定事業（物的事業及び非物的事業）の一般対策への円滑な移行方策等について審議が行われ、平成8(1996)年3月28日に、国の調査結果等も踏まえた報告書をまとめました。

さらに、平成8年5月17日に地域改善対策協議会は、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」の意見具申を行いました。

国はこれを踏まえ、平成8年7月26日、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について」の政府大綱を閣議決定し、平成

9(1997)年度以降も一部事業(15事業)について5年間の法的措置を講じることとしました。

平成9年3月31日、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、経過措置対象事業に限り、更に5年間の法的措置が継続されていましたが、平成14(2002)年3月31日をもって法が失効しました。

10 特別対策終了後

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の法期限を迎えるに当たり、平成14(2002)年3月29日に総務大臣談話(注4)が発表され、同和地区・同和関係者を対象とする国の特別対策は終了となり、今後は、これまでの特別措置法に基づく特別対策の対象とされた地域においても他の地域と同様に必要とされる施策を適宜適切に実施していくこととなりました。

埼玉県においても「平成14年度以降の同和対策関係施策の取扱いについて」を定め、「①同和地区・同和関係者に対象を限定する事業は実施しない ②同和対策関係施策として実施する事業は、教育・啓発事業とする」などの方針を明らかにして、実施しています。

(注4) 同和関係特別対策の終了に伴う 総務大臣談話～抜粋～

平成14年3月29日

同和関係の特別対策は、昭和40年の同和対策審議会答申の趣旨等を踏まえ、同和地区の経済的な低位性と劣悪な生活環境を、期限を限った迅速な取組によって早急に改善することを目的として実施されてきたものであり、その推進を通じて、同和問題の解決、すなわち部落差別の解消を図る

ものでありました。

国、地方公共団体の長年の取組により、劣悪な生活環境が差別を再生産するような状況は今や大きく改善され、また、差別意識解消に向けた教育や啓発も様々な創意工夫の下に推進されてまいりました。このように同和地区を取り巻く状況が大きく変化したこと等を踏まえ、国の特別対策はすべて終了することとなったものであり、今後は、これまで特別対策の対象とされた地域においても他の地域と同様に必要とされる施策を適宜適切に実施していくこととなります。

11 部落差別の解消の推進に関する法律

国や県、市町村では、昭和44(1969)年の「同和対策事業特別措置法」の施行以来、平成14(2002)年3月の「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の失効までの33年間、様々な特別対策事業を行ってきました。

この結果、同和地区における生活環境等については改善が図られ、格差の解消はほぼ達成されました。しかしながら、差別意識や偏見については、これまでの取組により着実に解消に向けて進んできてはいるものの、時として差別的な発言や落書き、あるいはインターネットでの書込みがなされるなど、いまだ課題として残っています。

このような状況を踏まえ、部落差別のない社会を実現することを目的に「部落差別の解消の推進に関する法律」が平成28(2016)年12月16日に公布、施行されました。

部落差別は、今でもあるのでしょうか。

「もはや部落差別など存在しない」などといった意見もありますが、今でも同和問題に関して、インターネットの匿名性を悪用した差別的書込み、就職や結婚などに際した身元調査に係る戸籍謄本・住民票の不正取得、不動産業者が取引の際に行った土地調査等の差別事象が発生しています。

平成23(2011)年2月に県が行った人権に関する意識調査では「お子さんの結婚相手が同和地区出身者であると分かった場合あなたはどうすると思いますか。」という問いに、「認めない」という回答が2.5%、「わからない」という回答が16%、「ややこだわりがある」を含めると、同和地区出身であるという理由で避けようとする意識を有する人が全体で29.1%あるという結果でした。

このように、同和地区の人たちに対する差別意識がいまも存在することを理解し、同和問題を他人ごとではなく、自分自身のこととして真剣に考え、差別の解消に向けて努力していくことが大切です。

同和問題は、そっとしておけば自然になくなるのではないのでしょうか。

いわゆる「寝た子を起こすな」といわれる意見ですが、この考え方は次のようなものです。

- ① 知らない人に同和問題を教えることはかえって差別を教えることになる。だからこのままそっとしておけばよい。
- ② 同和問題は社会が進歩するとともに自然に解消するものだ。

戦後、基本的人権の尊重が叫ばれ、そのことがいかに大切なことかを知らされてきたにもかかわらず、現実には結婚差別や交際

上の差別などが発生しているのです。「そっとしておけば年月が経つにつれて自然になくなるだろう。だから、やかましく騒ぎ立てない方がよい。」ということですが、果たしてそうでしょうか。明治4(1871)年の「解放令」によってなくなっているはずの部落差別がそれから140年以上たった今日、なぜ続いているのでしょうか。

「そっとしておけば……」という考え方では、この問題の解決に少しも役立たないだけでなく、逆に人権意識を眠らせ、偏見が偏見を生んで結果的に差別を助長することになってしまいます。

今は偏見を持っていないと信じていても、正しい理解をしていないと、何かの機会に心の中に潜んでいる偏見が顔を出してきます。ですから自分自身の問題として捉え、正しく理解する必要があるのです。

自分は差別しないから、同和問題は自分には関係ありません。

同和問題は、自分には直接関係がないと思っている人もいます。しかし、「自分は差別しないし、差別なんて関係ない」と思っている人でも、ふとした時に人を傷つけたり、傷つけられたりしている場合があります。また、「差別はいけないことに決まっている」と口では言いながら、自分に直接かわることとなると、迷信や因習にこだわったり、予断や偏見でものを見たり判断してしまうことがあります。

同和問題を解決するためには、私たち一人一人が同和問題を正しく理解し、迷信や因習にこだわったり、予断や偏見でものを見たりせず、自分自身の問題として考え、相手に対して思いやりの気持ちを持ち、差別を許さないという強い意志を持って行動

することが大切です。

このような行動は、他のあらゆる差別を許さないということにつながっていきます。

本籍の記入、戸籍謄本の提出がなぜ就職に際し問題となるのですか。

日本の社会では、就職において「本籍」がつきまどっている傾向があります。

同和地区の人たちに対する差別の歴史の中で「本籍」というものが、どのような役割を果たしてきているかについて正しく認識しなければなりません。

就職に際し「戸籍謄本をとる必要はない」「本籍は明らかにする必要はない」ということは、本人の能力や適性、意欲に関係ないもので人を評価してはいけないということです。過去においては、全国の多くの同和地区出身者を大きな不安に陥れ、同和問題の解決を遅らせてきた事実がありました。

明治5(1872)年に作られた壬申戸籍の中に華族・士族・平民などの新身分が記入された際、同和地区住民についても当然「平民」と記入されなければならないはずなのに、差別的な身分呼称で記入されたものがあつたのです。

したがって、この戸籍を見れば、容易に同和地区住民であることが分かり、さらに、その後に整備された戸籍でも刑事罰や本人の身元に関する事項が記入されることになっていました。そこで、企業では、企業側にとって好ましくない者は雇わないために、採用に際して戸籍謄本を提出させ身元を調べるといふ日本独特の人事慣習が作られたものと思われまふ。

この壬申戸籍は、その後問題となり、昭和43(1968)年に完全に閉鎖されました。壬申戸籍以後に整備された戸籍にも、いろいろ問題を含んだ記載があつて、個人の尊厳を著しく損なう結果となつていましたの

で、市町村では、昭和47(1972)年から、これらの不都合な記載を抹消してきました。

しかし、現在でも特に問題となるのは、本人の意思で本籍を他の地へ変えても、新しい戸籍から古い戸籍へとさかのぼつて調べれば過去の本籍が分かるところから、結婚や就職に際して戸籍が差別に利用されることがあり得るからです。

最近でも、行政書士や司法書士等が調査会社などからの依頼を受け、戸籍謄本や住民票を不正に取得する事件が多く発覚しています(背景には戸籍等の差別的な利用があると考えられます)。

そのため、平成20(2008)年5月から、戸籍謄本等を請求できる者の制限と不正請求者への罰則が強化された戸籍法と住民基本台帳法が改正・施行されています。

また、国では、採用に当たつて本人の能力や適性、意欲以外で採用が決まることのないよう「統一応募用紙」の普及を進めています。

参考資料

「同和問題の解決をめざして」

(平成30年9月 埼玉県)

「みんなの人権 人権ってなんだろう？」

(平成30年10月 埼玉県)

「人権教育資料 指導実践の手引き」

(平成22年3月 埼玉県教育委員会)

部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○衆議院法務委員会における附帯決議（平成28年11月16日）

政府は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策について、世代間の理解の差や地域社会の実情を広く踏まえたものとなるよう留意するとともに、本法の目的である部落差別の解消の推進による部落差別のない社会の実現に向けて、適正かつ丁寧な運用に努めること。

○参議院法務委員会における附帯決議（平成28年12月8日）

国及び地方公共団体は、本法に基づく部落差別の解消に関する施策を実施するに当たり、地域社会の実情を踏まえつつ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 部落差別のない社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害していた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも併せて、総合的に施策を実施すること。

二 教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること。

三 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するための部落差別の実態に係る調査を実施するに当たっては、当該調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること。